

6-2 産業（中分類）別事業所数及び従業者数の推移【工業統計調査・経済センサスー活動調査】

（基準日：各年6月1日、単位：事業所・人）

産業分類（中）	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
【 総 数 】	382	11,947	370	12,094	361	12,199	344	12,183	314	11,489
9 食 料 品 製 造 業	62	1,628	59	1,543	59	1,575	56	1,550	57	1,942
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	15	375	15	390	15	383	13	349	11	303
11 織 維 工 業	23	719	24	746	23	742	22	706	20	513
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業（家具を除く）	13	162	12	131	11	123	10	115	8	95
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	26	409	26	424	27	439	27	457	18	374
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	10	202	10	185	11	205	7	174	5	134
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	31	565	27	576	24	577	24	543	19	560
16 化 学 工 業	7	370	8	351	8	321	9	398	9	322
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	1	8	1	8	1	8	1	8	1	18
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業（別掲を除く）	18	331	16	315	15	311	12	299	10	225
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	14	2,359	12	2,425	12	2,417	13	2,354	13	2,352
20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	1	15	1	16	1	11	1	7	2	11
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	18	239	18	250	17	240	17	247	14	203
22 鉄 鋼 業	6	157	7	173	7	186	7	184	9	210
23 非 鉄 金 属 製 造 業	4	266	4	336	4	310	4	286	3	255
24 金 属 製 品 製 造 業	42	1,021	43	984	43	1,074	43	1,083	35	900
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	6	145	7	241	6	161	6	164	6	151
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	48	1,580	45	1,604	42	1,609	41	1,657	41	1,393
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	2	38	2	39	2	38	2	38	1	30
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	1	11	1	11	1	9	1	12	1	10
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	7	285	5	263	6	241	5	270	7	265
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	8	921	8	930	8	1,073	7	1,136	8	1,058
32 そ の 他 の 製 造 業	19	141	19	153	18	146	16	146	16	165

資料：総務省・経済産業省「工業統計調査」（H29～R2）、「経済センサスー活動調査」（R3）

福岡県「福岡県の工業 工業統計調査結果表」

※工業統計調査における「事業所数」及び「従業者数」とは、以下のとおりである。

・事業所数

一区画を占めて主として製造又は加工を行っている事業所（一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所と呼ばれているようなもの）の数。

・従業者数（従業者とは、以下のア～キをいうが、本統計表でいう従業者数は、ア～エの合計から、カを除き、キを加えたものである。）

雇用形態は、以下のとおり区分される。

ア 個人業主及び無給家族従業者

個人業主：個人経営の事業所で、その事業所を経営している者

無給家族従業者：個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに常時従事している者

イ 有給役員

事業所の取締役、理事等で役員報酬を得ている者

ウ 正社員・正職員等

常用雇用者（期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者）のうち、「正社員」「正職員」として処遇している者（他企業へ出向している者を除く）

及び個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている者

エ パート・アルバイト等

常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など、正社員・正職員以外の者

オ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者（1か月未満の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者など）

カ 送出者

在籍出向など事業所に籍を置いたまま、別経営の事業所で働いている者

キ 出向・派遣受入者

別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている者及び人材派遣会社からの派遣従業者

※経済センサス活動調査における製造業の「事業所」及び「従業者」とは、以下のとおりである。

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含めない。一方、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。